



# 島根県報

平成30年11月30日（金）

号外 第 143 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第745号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合1839番1地先から同2639番2地先まで	前 A	メートル 4.70～ 16.40	メートル 112.90	雲南県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  橋梁掛替工事  トリプルウェイ解消 市道移管
		雲南市掛合町掛合1869番2地先から同2639番2地先まで		B			
		雲南市掛合町掛合1869番1地先から同番2地先まで	C	4.00～ 11.50	24.70		
		雲南市掛合町掛合1869番2地先から同2639番2地先まで	後 B	8.20～ 30.00	91.60		
〃	松江木次線	雲南市大東町大東1441番5地先から同1635番1地先まで	前	13.57～ 36.14	79.00	雲南県土整備事務所	街路事業  減幅
			後	11.18～ 36.14	79.00		
〃	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1863番1地先から同地先まで	前	4.38～ 5.52	60.59	雲南県土整備事務所	道路改良工事  拡幅
			後	12.21～ 27.79	55.24		
〃	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町八川2769番1地先から同2770番13地先まで	前 A	5.00～ 13.50	210.00	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事  ダブルウェイ解消  町道移管
				B			
			後 B	11.00～ 64.50	180.00		

## 島根県告示第746号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市木次町宇谷578番2地先から同市大東町西阿用1892番3地先まで	メートル 237.63	平成30年 11月30日	雲南県土整備事務所	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原830番9地先から同番12地先まで	126.90	平成30年 11月30日	浜田県土整備事務所	